



## 《老人保健制度が変わります》

75歳以上の人は平成20年4月から

(一定の障害がある人は65歳以上)

## 後期高齢者医療で医療を受けます

後期高齢者医療制度とは・・・

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の全ての人が加入し、広域連合(都道府県)と市区町村が協力して運営します。

平成20年3月まで

### 老人保健

平成20年4月から

### ⇒ 後期高齢者医療

平成20年3月まで

国保や健康組合に加入しながら「老人保健」で医療を受けます

窓口で提示するもの

- ・ 加入している医療保険の保険証
- ・ 老人医療受給者証

保険証

老人医療  
受給者証

⇒

平成20年4月から

新しい高齢者だけの医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けます

窓口で提示するもの

- ・ 新たに発行される後期高齢者医療の保険証

保険証

\*平成20年4月からは高齢者だけの新たな医療保険制度「後期高齢者医療」で医療を受けます。

\*75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人はすべて後期高齢者医療に加入します。

\*窓口での自己負担は変わりません。

\*新たに後期高齢者医療の保険証が交付されます。

\*みなさんの保険料が大切な財源です。保険料は原則として年金から徴収されます。

# Pension

年金時効特例法  
についての  
疑問にお答えします。

## 国民年金 Q&A

本 庁 税務住民課国保年金係 内線514  
総合支所 税務住民課住民係 内線751

年金手帳

年金時効特例法は、支給漏れが発見されたにもかかわらず、5年間の時効により受給できなかった年金がもらえるように変更された法律です。今回は、どんな人が年金時効特例法の対象になるのか。また、必要な手続きや添付書類はどのようなものなのかなど、年金時効特例法の疑問についてお答えします。

**Q1**  
疑問

「年金時効特例法」の対象となる方はどんな方ですか。

**A**  
答え

すでに（今後も含む）年金記録が訂正されている方が対象となります。例えば、

① 年金記録の訂正により年金額が増えた方

② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払することとなった方

③ ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方

※遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順となります。

**Q2**  
疑問

年金の請求手続きが、本人の何らかの事情で遅れ、受給権発生から5年以上経過後に行われました。今回の特例の対象になりますか。

**A**  
答え

「年金時効特例法」は、年金記録の訂正に伴う年金の増額分のうち5年間で時効消滅する部分について回復するものです。

このような法の趣旨から、年金記録の訂正を伴わず、単に請求手続きの遅れにより時効消滅した部分については、今回の特例の対象とはなりません。

**Q3**  
疑問

年金記録の訂正に伴い、5年より前にさかのぼって年金が増額された場合には、受給権者に対し、5年より前の過払いの年の返納を求めることとなりますか。

**A**  
答え

「年金時効特例法」は、年金記録の訂正がなされた上で、裁定（裁定の訂正を含む。）が行われた場合に、当該記録の訂正による年金額の増額分について、5年の消滅時効が完成していても支払うことを目的としたものではありません。

このため、年金記録の訂正により年金が減額改訂された場合は、受給権者に対し、従来どおり減額改訂から5年前までの過払分のみ返納を求めることとなります。

**Q4**  
疑問

まとめて支払われた年金は、支払のあった年の所得として所得税が課税されるのですか。

**A**  
答え

「年金時効特例法」によって支給が可能となる過去5年を超えてさかのぼって支払われる年金については、基本的に、国税徴収権の消滅時効の対象となり、課税されません。

**Q5**  
疑問

5年の消滅時効が完成していた部分の年金の支払を受けるには、手続きが必要ですか。

**A**  
答え

施行日以後に年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた方については、裁定とは別に手続きをとる必要はありません。

また、施行日前に年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた方については、定められた手続きを行うことにより、当該年金の支払を受けることができます。

**Q6**  
疑問

定められた手続きとは、どのようなものですか。

**A**  
答え

所定の書類（時効特例給付支払手続用紙）に必要事項を記入し、住所地を管轄する社会保険事務所または社会保険業務センターに提出することとなります。この場合には、添付書類は不要です。

なお、手続きができるかぎり簡単なものとなるよう、平成19年9月からあらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を社会保険業務センターから対象者あてに順次送付することとしています。